

各種手当 のお知らせ

障害者手当制度

手帳の区分および等級に応じ、手当が支給される場合があります。

なお、一部の手当は、支給対象であっても所得制限などのため、支給されないことがあります。

愛知県 在宅重度障害者手当

次のいずれかに該当する在宅の

障がい者に手当が支給されます。ただし、特別障害者手当、障害児福祉手当、経過福祉手当の受給者、施設入所者および長期入院者は除きます。

① 身体障がい1～2級でIQ35以下の方
② 身体障がい1～2級の方、IQ35以下の方または身体障がい3級の障がいを有し、IQ50以下の方(65歳以上で新たに障がい者となった方は除く)

手当の額

① 月額15,500円
② 月額6,750円

支給制限 所得制限と併給制限があります。

特別障害者手当

次のいずれかに該当する20歳以上の障がい者(施設入所者および長期入院者を除く)に手当が支給されます。(いずれも目安であつて、診断書等により判断します)

① 身体障がい1～2級程度の障がいを重複して有する方

② 身体障がい1～2級程度の障がいを有する方で、IQ20以下の方または常時介護が必要

な精神障がいを有する方

③ 身体障がい1～2級程度の障がいを有する方またはIQ20以下の方もしくは常時介護が必要な精神障がいを有する方で、他に身体障がい3級相当の障がいを2つ以上有する方

④ 身体障がい1～2級程度の障がいを有する方またはIQ20以下の方、もしくはこれと同程度の障がいまたは病状を有する方で、日常生活においてほぼ全面介護が必要な方

手当の額

国制度分 月額26,260円

県制度分(国制度分に加算して支給)

・身体障がい1～2級の障がいを有し、IQ35以下の方
月額6,850円

・身体障がい1～2級の障がいを有する方またはIQ35以下の方
月額10,500円

支給制限 所得制限と併給制限があります。

障害児福祉手当

次のいずれかに該当する20歳未満の障がい者(障がいを事由とした年金受給者および施設入所者を除く)に手当が支給されます。

① 身体障がい1級(2級の一部を含む)程度の障がいを有する方

② IQ20以下の方

③ 右記と同程度の障がいまたは病状で、常時介護が必要な方

手当の額

国制度分 月額14,280円

県制度分(国制度分に加算して支給)

・身体障がい1～2級の障がいを有し、IQ35以下の方
月額6,900円

・身体障がい1～2級の障がいを有する方またはIQ35以下の方
月額11,500円

支給制限 所得制限と併給制限があります。

経過福祉手当

次のいずれかに該当する20歳以上の障がい者(施設入所者を除く)で、従来の福祉手当受給者のうち特別障害者手当、障害基礎年金および特別障害給付金のいずれも受給していない方に手当が支給されます。

① 身体障がい1級(2級の一部を含む)程度の障がいを有する方

② IQ20以下の方

③ 右記と同程度の障がいまたは病状で、常時介護が必要な方

手当の額

国制度分 月額14280円

県制度分(国制度分に加算して支給)

・身体障がい1～2級の障がいを有し、IQ35以下の方

月額6900円

・身体障がい1～2級の障がいを有する方またはIQ35以下の方 月額1150円

特別児童扶養手当

次のいずれかに該当する20歳未満の障がい児を監護、養育されている方に手当が支給されます。

① IQ35以下程度もしくは身体障がい1～2級程度の方または、同程度の障がいもしくは病状を有する方

② IQ50以下程度もしくは身体障がい3級(4級の一部を含む)程度の方または、同程度の障がいもしくは病状を有する方

手当の額

① 月額50400円

② 月額33570円

支給制限 所得制限があります。

問合せ先 役場 民生課

内線169・165

現況届の手続きをお忘れなく

現在、児童扶養手当・遺児(県・町)手当・特別児童扶養手当・愛知県在宅重度障害者手当・特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当を受給している方に、現況届の手続きのお知らせを通知しますので、必要書類を添えて提出してください。

この届け出がない場合、引き続き手当を受けることができませんので、期限内に必ず手続きをしてください。

また、現在支給停止中の方も必ず届け出てください。

提出期間

・児童扶養手当・遺児(県・町)手当 8月1日(木)～30日(金) ※土日を除く

・特別児童扶養手当・愛知県在宅重度障害者手当・特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当 8月12日(月)～9月10日(火) ※土日を除く

問合せ先 役場 民生課

内線165・167

皆様のご応募
お待ちしております!

交通安全標語を募集します



交通安全推進協議会と女性運転者友の会では、交通安全事業の一環として「交通安全標語」を募集します。

入賞作品は、各種の交通安全啓発活動に活用させていただき、交通事故防止に役立てたいと思います。

アイデアいっぱいのユニークな標語や車を運転する方の心に訴えるような標語をお待ちしています。

● **応募方法** 下記の応募用紙に必要事項を記入のうえ、役場都市整備課まで提出してください。

● **応募締切** 8月12日(月)

● **その他** 入賞作品は表彰を行い、応募者全員に粗品を贈呈します。

● ※標語は3点までとします。

● **問合せ先** 役場 都市整備課 内線155

交通安全標語 応募用紙

氏 名			電話番号	() -
住 所	大治町大字 字			
標語記載欄	●			
	●			
	●			